

社会的養護を必要とする方を対象とした

## 川崎市の給付型奨学金についてのご案内

里親家庭や児童養護施設などから大学等へ進学する方を対象とした、川崎市の給付型奨学金のご案内です。

### 奨学金の概要

#### 大学等進学奨学金

##### ◇対象となる方

里親家庭（縁組里親を除く）や児童養護施設などを満18歳に達した日の属する年度の4月1日以降に退所し（措置延長されている場合を含みます）、大学等に進学した方。

##### ◇給付内容

国公立大学等 月額3万円・私立大学等 月額5万円 ※返済義務はありません。

##### ◇他の奨学金との併用

他の奨学金を申請していても、本制度による奨学金を受けることができます。

#### 資格取得給付金

##### ◇対象となる方

里親家庭や児童養護施設などを満18歳に達した日の属する年度の4月1日以降に退所した方（措置延長されている場合を含みます。）

##### ◇対象となる講座

雇用保険法の一般教育訓練として厚生労働大臣が指定した講座

##### ◇給付額

対象講座の受講料相当額（20万円を上限とします。）



## 用語の定義について

この制度における用語の定義については、次のとおりとなります。

### 児童養護施設等

児童福祉法（以下「法」といいます。）第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助事業、同条第8項に規定する小規模住居型児童養育事業及び法第6条の4に規定する里親（同条第2号に規定する養子縁組里親を除く）並びに法第7条に規定する児童養護施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設

※川崎市の児童相談所長により措置された方は、市外の施設等入所者を含む。

### 本市児童相談所長

川崎市児童相談所条例に規定する児童相談所の長

### 入所

本市児童相談所長が法第27条第1項の規定により児童養護施設等に入所させる、若しくは委託する措置を採ること又は法第33条の6第1項の規定による児童自立生活援助が行われること（同条第6項により満20歳以上義務教育終了児童等について同条第1項の規定が準用された場合を含む。）

### 退所

本市児童相談所長が法第27条第1項の規定により採った措置が解除されること又は法第33条の6第1項の規定による児童自立生活援助が行われなくなること（同条第6項により満20歳以上義務教育終了児童等について同条第1項の規定が準用された場合を含む。）

### 大学等

学校教育法第1条に規定する大学（同法第97条に規定する大学院を除く。）及び高等専門学校（第4学年及び第5学年に限る。）並びに同法第124条に規定する専修学校専門課程 ※夜間において授業を行う学部、通信による教育を行う学部を含む。

### 国公立大学等

国又は地方公共団体が設置する大学等

### 私立大学等

国又は地方公共団体以外の者が設置する大学等

### 高等学校等

学校教育法第1条に規定する高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部及び高等専門学校（第1学年から第3学年までに限る。）並びに同法第124条に規定する専修学校高等課程

### 高等学校卒業程度認定試験合格者

高等学校卒業程度認定試験規則第8条に定める認定試験合格者

# I 大学等進学奨学金

## 1 大学等進学奨学金の概要

### (1) 制度の趣旨

社会的養護を必要とする方が経済的理由等にかかわらず将来に向けて進路を選択することができるよう、大学等に進学した場合に給付型の奨学金を給付するものです。本奨学金は、大学等へ通学するために必要な学資に充てていただくためのものです。

### (2) 給付方法

市の交付決定後、年1回、本人名義の口座に振込みます。

※申請後に審査を行い、市長が必要と認めたときは、1年分を概算で給付します。

授業料が減免されているなど個別の状況によっては、対象期間経過後に給付することとなる場合があります。

※毎年度3月に報告書を提出いただき、通学していない期間等があった場合には返金等が必要となることがあります。

### (3) 給付期間

令和6年4月以降に大学等へ在学している期間

(各大学等が定める通常の修業年数が限度となります。)

※疾病による休学その他市長が止むを得ない事情と認めるときは、通常の就業年数を超えて給付を行うことがあります。

### (4) 給付金額

国公立大学等：月額3万円 私立大学等：月額5万円

※在籍期間中、ひと月に満たない期間がある場合においても、上記月額を給付します。

### (5) 対象者

次のアの要件及びイの要件を満たす方を対象とします。

	アの要件	イの要件
高等学校等の卒業生	本市児童相談所長の措置により児童養護施設等に入所し、満18歳に達した日の属する年度の4月1日以降に退所された方	高等学校等を卒業後直近の4月末日から起算して2年以内に大学等に進学した方
高等学校卒業程度認定試験合格者	(措置延長中である方を含む。) (川崎市以外の児相から川崎市内の里親・施設等に措置されている場合は対象外となります。)	合格後直近の4月末日から起算して2年以内に大学等に進学した方

## (6) 対象校

- 大学（短期大学を含み、大学院を除く）
- 高等専門学校（第4学年及び第5学年）
- 専修学校（専門課程）

※夜間において授業を行う学部、通信による教育を行う学部を含みます。

## (7) 他の奨学金との併用等

他の奨学金を申請していても、本制度による奨学金を受けることができます。  
他の奨学金の受給の可否については、各実施機関にお問い合わせください。

## (8) その他

### ア 選考等の有無

成績要件等による選考はありません。要件を満たす方が申請した場合には、原則として全ての方を給付対象とします。

### イ 返済義務の有無

本制度は給付型の奨学金であり、返済義務はありません。

※大学等進学給付金の給付を受けた方が、退学や休学等により大学等進学給付金の対象となる期間に通学しなかった場合には、当該期間に相当する期間に係る大学等進学給付金の返還を求められることがあります。

### ウ 授業料の減免等

大学等において授業料等の全部又は一部の減免を受ける場合でも、大学等進学奨学金の給付を受けることができます。

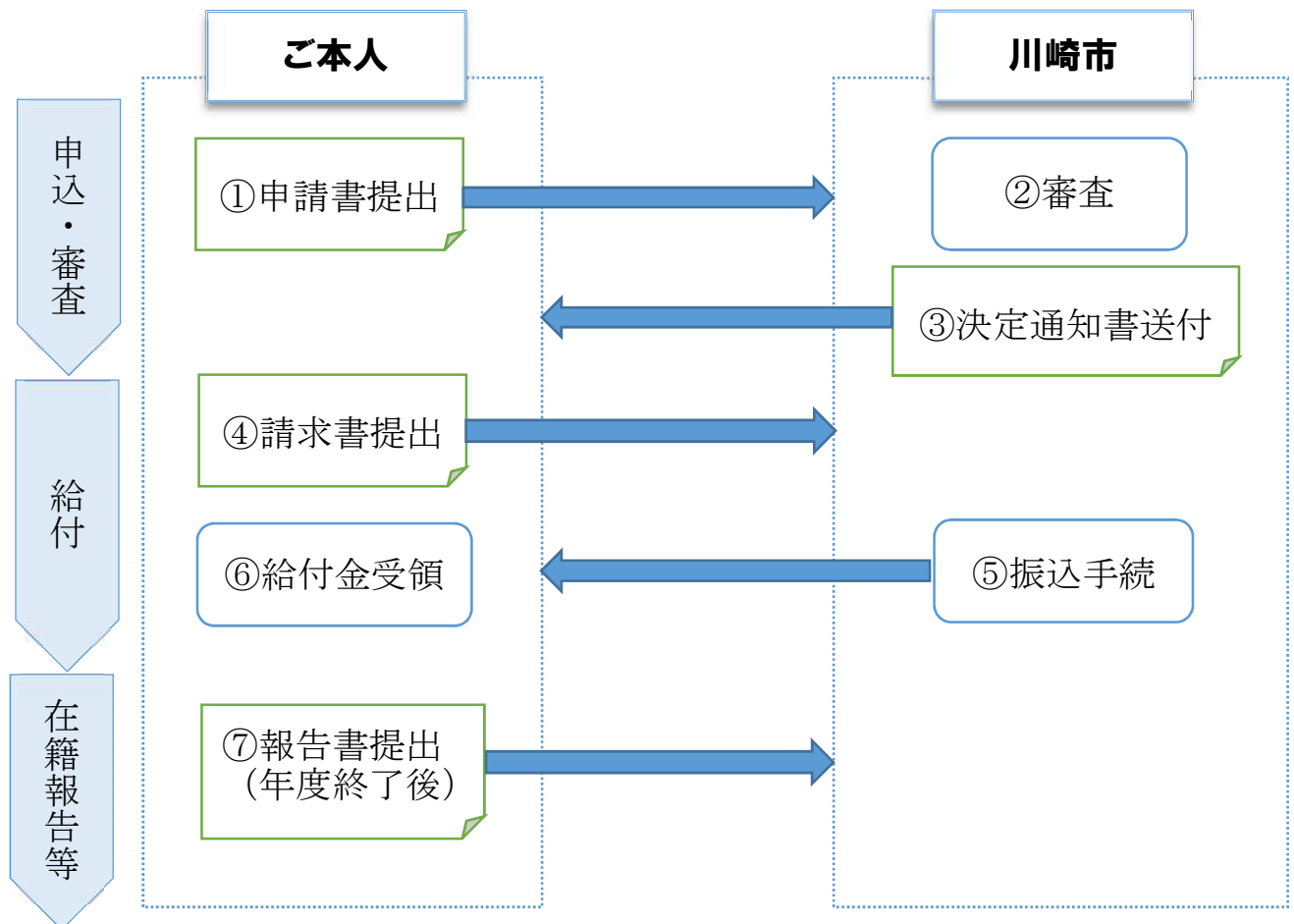
### エ 大学等への再入学等

大学等を卒業又は退学した者が、再度大学等に入学する場合については、大学等進学奨学金の対象外となります。



## 2 申請手続等

(1) 申請手続等の流れ (※原則、オンラインによる申請です。申請手順の詳細は別紙をご確認ください)



### (2) 年度はじめの申請手続

本給付金は、ご本人からの申請を受け、審査を行った上で交付又は不交付を決定します。なお、受給には毎年度ご本人が申請を行う必要がありますので、必要書類等をよくご確認ください。

#### ア 初年度の申請手続

##### 必要書類

- 大学等進学給付金申請書（初年度用）（第1号様式）
- 在学証明書等、申請月において大学等に在籍していることが確認できる書類
- 大学等の修業年数が確認できる書類（大学等の規定やカリキュラム等）
- 高等学校等を卒業した年の5月以降に大学等に進学する者にあつては、高等学校等を卒業した日付が確認できる書類
- 高卒認定試験合格者にあつては、合格した日付が確認できる書類
- 大学等進学奨学金の振込を希望する口座の通帳等の写し
- 請求書・支払金口座振替依頼書（口座振替払用）

※同封の記入案内を御確認の上、記入してください。

- 大学等進学奨学金の振込を希望する口座の通帳等の写し

**提出時期** 対象年度の6月末まで

※給付金の申請から振込みまでは、書類や要件に不備がない場合で申請後1カ月半～2カ月の時間を要します。

## イ 2年目以降の申請手続

**必要書類**

- 大学等進学給付金申請書（継続用）（第2号様式）
- 在学証明書等、申請月において大学等に在籍していることが確認できる書類
- 請求書・支払金口座振替依頼書（口座振替払用）

※同封の記入案内を御確認の上、記入してください。

- 大学等進学奨学金の振込を希望する口座の通帳等の写し

**提出時期** 対象年度の6月末まで

※給付金の申請から振込みまでは、書類や要件に不備がない場合で申請後2週間～3週間程度の時間を要します。

## (3) 在籍報告書の提出等

毎年度終了後、在籍報告書等を提出していただきます。

**必要書類**

- 大学等進学給付金在籍報告書（第5号様式）
- 在学証明書等、給付対象期間の最終月において大学等に在籍していることが確認できる書類
- 授業料等に係る領収書等、授業料等を納付したことが確認できる書類  
（授業料等の減免を受けている場合には、その内容を確認できる書類）
- 当該期間に係る大学等進学給付金交付（不交付）決定通知書の写し

※申請後に市がご本人宛てに通知する書類です。

**提出時期**

交付対象期間終了後30日以内（通常は翌年度4月中に提出）

年度終了時の在籍報告を行わない場合は、給付金を返還いただく場合があります。

## (4) 重要事項変更届出書の提出

休学や退学など、給付金に関する重要事項に変更があった場合には、届出書の提出をお願いします。

**提出が必要な場合**

- 氏名、住所又は連絡先を変更したとき
- 停学、休学、退学等により大学等に通学しないこととなったとき
- 大学等進学奨学金受給者が死亡したとき
- その他大学等進学奨学金に関し重要事項に変更が生じたとき

#### **必要書類**

- 重要事項変更届出書（第6号様式）
- 事由の発生日や内容等が確認できる書類
- 休学等が疾病等による場合は、その状況が確認できる診断書等の写し
- 代理人等が手続を行う場合には、本人との関係等が確認できる書類又は委任状
- 当該期間に係る大学等進学給付金交付（不交付）決定通知書の写し

#### **提出時期**

事由発生後、30日以内

## II 資格取得給付金

### 1 資格取得給付金の概要

#### (1) 制度の趣旨

社会的養護を必要とする方が就職やその後の就労継続が果たせるよう、就労に役立つ一般教育訓練講座を受講した場合の経費を給付するものです。

#### (2) 給付方法

対象講座の受講前に、講座の指定について申請いただきます。

指定講座の受講後に資格取得給付金の申請をいただき、交付決定後に本人名義の口座に振込みます。

※対象講座であるかどうかの確認等を行いますので、受講前の指定申請をお願いします。

#### (3) 対象者

本市児童相談所長の措置により児童養護施設等に入所し、満 18 歳に達した日の属する年度の4月1日以降に退所した方（措置延長中である方を含みます。）で、退所日の翌日から起算して5年以内に対象講座を修了した方

※退所後、進学ではなく就職した方についても資格取得給付金を申請することができます。

#### (4) 対象講座等

雇用保険法の規定により一般教育訓練として厚生労働大臣が指定した講座に限り対象とします。給付対象となる費用は、対象講座の修了に必要な入学料、受講料及び教材費とし、修了要件とはならない任意での講座及び教材並びに学用品費及び交通費等については対象外となります。

※対象となる講座は、厚生労働省のホームページでご確認いただけます。

(<https://www.kyufu.mhlw.go.jp/kensaku/>)

※一般教育訓練講座が本給付金の対象であり、専門実践給付制度指定講座とは異なりますのでご注意ください。

#### (5) 雇用保険法の一般教育訓練給付金との併給調整

資格取得給付金の給付を受けようとする方が、同一の一般教育訓練講座を対象に雇用保険法第 60 条の 2 の規定による教育訓練給付金の給付を受ける場合には、一般教育訓練講座に係る費用から教育訓練給付金の給付額を控除した額と限度額（20 万円）とを比較し、いずれか低い額を限度に給付を行います。

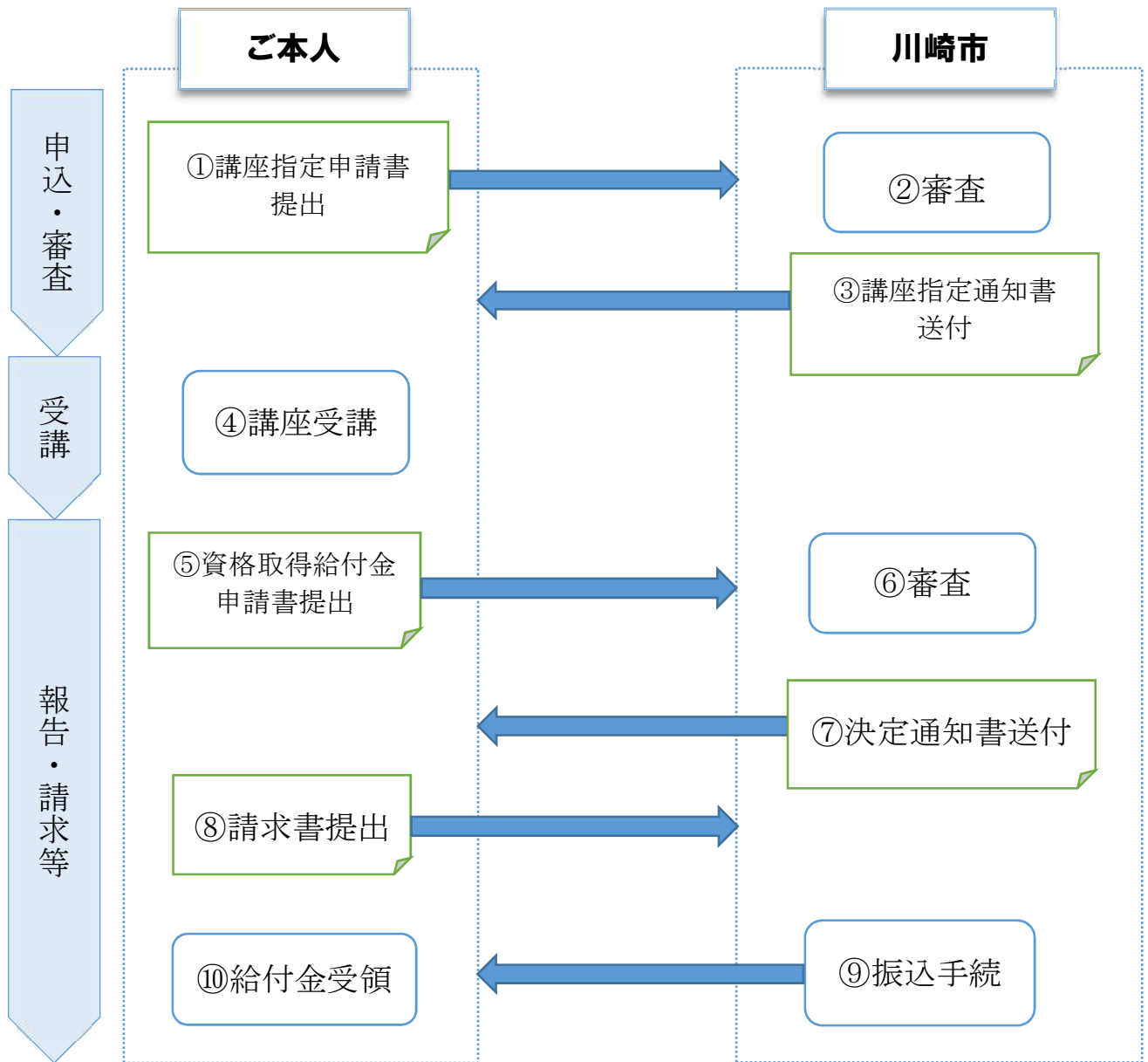
#### (6) 大学等進学奨学金との併給

資格取得給付金と大学等進学給付金のいずれの対象者にも含まれる方が、資格取得給付金の対象となる講座を実施する大学等に進学する場合には、資格取得給付金と大学等進学給付金の給付をいずれも申請することができます。



## 2 申請手続等

### (1) 申請手続等の流れ



### (2) 受講前の手続

資格取得給付金は、ご本人からの申請を受け、審査を行った上で交付又は不交付を決定します。対象講座であるかどうかの確認等を行いますので、原則として受講前の申請をお願いいたします。

#### 必要書類

- 資格取得給付金対象講座指定申請書（第8号様式）
- 受講を予定する一般教育訓練講座の内容及び金額が確認できる書類

**提出時期** 随時（講座受講前）

※資格取得給付金講座指定の決定までは、書類や要件に不備がない場合で申請後1週間～2週間程度の時間を要します。

**(3) 受講後の手続**

講座の受講後、資格取得給付金申請書（第10号様式）を提出していただきます。

**必要書類**

- 資格取得給付金申請書（第10号様式）
- 教育訓練修了証明書等、当該一般教育訓練講座を受講したことが確認できる書類（雇用保険法による教育訓練給付金の受給対象外等の理由で教育訓練修了証明書の発行が受けられない場合には、当該講座の受講に係る申込書等の写し）
- 指定教育訓練講座の受講料の領収書
- 雇用保険法による教育訓練給付金を受給する場合には、一般教育訓練支給決定通知書の写し
- 当該講座に係る資格取得給付金講座指定通知書の写し  
※（2）の申請後に市がご本人宛てに通知する書類です。
- 請求書・支払金口座振替依頼書（口座振替払用）  
※同封の記入案内を御確認の上、記入してください。
- 資格取得給付金の振込を希望する口座の通帳等の写し

**提出時期**

講座の受講後、30日以内

### III 川崎市社会的養護自立支援事業

川崎市では、社会的養護を必要とする方が円滑に社会的自立を果たせるよう、生活や就労に関する相談支援等を行う「川崎市社会的養護自立支援事業」を実施しています。

本奨学金の制度内容のご案内や申請のお手伝い等させていただくことも可能ですので、利用を希望される方は下記までお気軽に御連絡ください。

川崎市社会的養護自立支援事業受託会社：株式会社パソナ

相談時間：月曜日～金曜日 9：00～18：00 ※時間応相談。出張相談も行います。

電話番号：044-271-1414

FAX番号：044-201-8408

### IV 申請書等の提出・問い合わせ先

川崎市児童保護措置費等事務処理センター

【電話】044-222-7325

【当奨学金 HP】<https://www.city.kawasaki.jp/450/page/0000098138.html>

